

新潟大学法学部主催 日仏シンポジウム ＜憲法裁判の未来＞

山 元 一

本稿およびそれに続く2本の報告原稿(アレキサンドル・ヴィアラ教授の「憲法裁判の正当性——フランスの視点」及び長谷部恭男教授の「憲法裁判の正当性——日本の視点」)およびヴィアラ報告の邦訳は、2001年9月24日、新潟大学法学部に約50名の人々(学内、学外各々約25人)が集まって行われた、新潟大学法学部主催日仏シンポジウム＜憲法裁判の未来＞の記録である。

本シンポジウムの企画・運営を担当した筆者は、これまで、フランス憲法を主な研究フィールドとする比較憲法学の研究に携わってきており、その関心対象の一つとして、憲法裁判の理論と実際についての比較法的検討がある。このほど、新潟大学の田中国際交流基金に対する本シンポジウムについての助成申請が認められたことによって、上記の日仏シンポジウムを本学部で開催する運びとなった。

*

*

まずはじめに、本シンポジウムの企画趣旨について説明することにした。

そもそも、憲法裁判は、憲法学が分析対象とするべき広範な憲法現象のうちで最も大きな重要性を持ったテーマのうちの一つである。選挙によって民选的に選出された議会によって採択された法律がなぜ、選挙で選ばれたのではない一握りの裁判官によって無効を宣告されたり、適用することが退けられたりすることができるのか。憲法裁判は、このような深刻な原理的な問題を抱えながらも、まずアメリカ合衆国

で誕生し、その後ヨーロッパ大陸でも大きく発展することになった。とりわけ、ドイツ・ナチズムの経験を経て、民選議会に対する信頼性が根本的に崩れ去るなかで、第二次世界大戦後のヨーロッパ各国の憲法によって相次いで通常の司法機関とは別の憲法裁判機関が設置され、国政上重要な役割を演じるようになった。このような憲法裁判の普及は、ベルリンの壁崩壊後の旧社会主義圏の東欧諸国の新憲法でも憲法裁判機関が設置されることによってさらに強まったといえる。

日本でも、1946年の日本国憲法の制定によって最高裁判所を頂点とする通常裁判所に司法審査の権限が与えられることによって憲法裁判が行われるようになった。司法権は、その行使のありかたについては様々な批判を受けながらも、それなりの仕方では憲法判例を積み重ねてきた。これに対して、フランスでは、1958年の第5共和制憲法の制定によってはじめて本格的な憲法裁判機関である憲法院 (Conseil constitutionnel) が設けられた。日本やアメリカとは異なり、大陸型の独立した憲法裁判機関により、しかも、申立権者が一定の国政上の重要な人々に限定されるという制度のもとで、フランス憲法裁判制は発足した。憲法院は、当初は立法権の範囲を厳しく枠づける目的で設置されたのにもかかわらず、1970年代以降、多くの人々の予想を裏切り、人権保障の見地から極めて積極的な権限行使を行い、一挙に憲法判例を蓄積するようになってきた。

日本では、本シンポジウムのテーマであった憲法裁判の正当性をめぐっては、特にアメリカ憲法学で論じられてきた司法積極主義と司法消極主義の対立に関する論争が紹介・分析されて、憲法訴訟論として大きな発展を見せたことが戦後憲法学そのものの特色の一部をなしてきている。憲法訴訟論においては、憲法裁判の正当性、その機能と限界、判決技術、違憲立法審査基準、憲法解釈活動の意義が熱心に論ぜられてきた。一方、フランスでは、そもそも法律を一般意思の表現だととらえる観念がフランス革命以来の法的・政治的伝統であったが、

憲法院の活動の活性化とともにこのような伝統的な観念について見直しが行われ、この国の憲法学においても、今日では日本と同様に、憲法裁判の正当性、憲法裁判官の位置づけ、憲法解釈の意義が活発に論じられている。

こういった状況を踏まえると、上記のような制度上・歴史上の相違がありながらも、ともに第2次世界大戦後に憲法裁判制度を取り入れ、また、基本的には同様の理論的な諸課題に直面している日本とフランスの両国の憲法学者が、憲法裁判の理論的・実際的諸問題について知見を交換しあい論じあうことは、両国の憲法裁判の未来を考える上で、大変有益なことだと思われた¹。

こうして、9月24日のシンポジウムでは、上記の筆者の企画趣意に賛同して下さった日本とフランスの2人の報告者(アレクサンドル・ヴィアラ教授(モンプリエ第1大学)、長谷部恭男教授(東京大学教授))による報告及びそれに続くフロアーを交えた討論がおこなわれた²。

*

*

ここで報告者のプロフィールを紹介すると、フランス側の報告を担当されたアレクサンドル・ヴィアラ教授は1967年生まれで、ナント大学に入学して修士号を取得した後、モンプリエ第1大学に移り、そこでフランス憲法裁判の代表的な理論家の1人であるドミニク・ルソー教授の指導下で博士号を取得した。その後、1998年からグルノーブル大学助教授を務め、2000年の教授資格試験に合格して母校に戻られて、現在同大学教授を務めている。憲法院の判例技術の分析を通じて、憲法院判例の判例としての意義を明らかにしようとする博士論文《*Les réserves d'interprétation dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel*》(憲法院判例における解釈留保)は、1998年度の憲法院博士論文賞を受賞し、1999年にL.G.D.J.社から出版されている。本書でも示されている通り、ヴィアラ教授は、事実命題と規範命題の峻別を中核と

する純粋法学を樹立したハンス・ケルゼン (Hans Kelsen) の法理論を出発点にして、憲法裁判や法理論一般についての旺盛な理論的研究を行っており、これからのフランス憲法理論を担う有力な若手教授の1人である。

日本側の報告を担当された長谷部恭男教授は1955年生まれで、東京大学法学部卒業後直ちに、日本の憲法訴訟論を開拓された故芦部信喜教授の助手を務められ、その後学習院大学法学部に赴任されて同大学で教授を務めた後母校に戻られて、現在法学政治学研究科の教授を務めている。主著としては、概説書『憲法』(新世社、第1版1996年、第2版2001年)をはじめとして、『憲法学のフロンティア』(岩波書店、1999年)『比較不能な価値の迷路——リベラル・デモクラシーの憲法理論』(2000年、東京大学出版会)などがあり、これらの書物を通じて、長谷部教授は、従来の憲法理論を一旦根底から破壊して再解釈を行う「読み替え」の手法によって、従来の日本の憲法理論の風景を一変させてしまった、文字通り現在の日本の憲法理論の今日的到達点を示す憲法学者である。長谷部教授もまたヴィアラ教授と同様に、自らの法学方法論の出発点をケルゼンにしていることも付言しておきたい。

*

*

活発に行われた本シンポジウムの討論では、ヴィアラ報告に対する長谷部教授の質問とそれに対するヴィアラ教授の回答が多く時間を占めた。長谷部教授が、①ケルゼンの法理論やもともと説明のための理論であり、ヴィアラ報告のようにそれを用いて憲法裁判制度を正当化することはできないのではないか ②ヴィアラ報告はケルゼンの理論を発展させたトロベールの憲法裁判理論を批判しているが、トロベール理論は、事実によって反証することのできない性質のものではないか ③ヴィアラ報告は、ドゥウォーキンの法理論を一部取り入れて憲法裁判を正当化しようとしているが、ドゥウォーキンの理論は一つ

の包括的な理論であって、部分的に取り入れようとする事はできないのではないか、との疑問を示された。これに対してヴィアラ教授は、①については、ケルゼンによる正当化は、道徳的正当化ではなく、憲法の優越性を確保しようとする必要となる、技術上制度上の帰結にすぎないこと、②トロペールもやはり事実の次元における規範的強制力の存在を肯定しており、判例が事実上の影響力を保持しようとするれば、詳細な理由を付さざるを得ないという問題に直面していること、③憲法院は、共和国によって承認された基本的諸原理に関して、まさにドゥウォーキンの小説の比喩を用いており、部分的な説明として利用することは可能であると考えられること、などの回答をなされた。

また、フロアーからは、ヴィアラ教授に対して、憲法改正の限界と超憲法的規範をめぐる質問とそれに対する回答、また、長谷部教授に対しては、パラダイムと正当化の関係をめぐる質問とそれに対する回答が行われ、順調に日程を消化して予定通り終了した。

*

*

本シンポジウムは、本当にささやかな国際シンポジウムであったが、実に多くの人々の好意・協力・友情を得ることができた。それらがなければ、本シンポジウムを実現することは全く不可能であった。以下、謝辞を述べることをお許しいただきたい。

まず第1に、ご多忙中にもかかわらず報告を快諾され、かなり早い時点で報告予定原稿を提出して下さったヴィアラ教授と長谷部教授に改めて謝意を表する次第である。

次に、本シンポジウムに助成をして下さった新潟大学田中国際交流基金とその関係者の皆様に対して、心から御礼を申し上げる。法学部主催で本シンポジウムを行うことを支えて下さったのは鯨越溢弘法学部長であり、田中国際交流基金のご理解を得られるように働きかけて下さったのは葛西康德教授であった。両教授のご援助なくしては、本シンポジウムの企画そのものが日の目を見ることはなかった。さらに

御後援いただいた新潟大学人文学部・法学部・経済学部同窓会、新潟大学法学会、ご寄付を頂いた山下威士・新潟大学法学部教授に厚く御礼申し上げます。

ドイツへの外国出張の直前でありながら新潟大学を代表してご挨拶を頂いた、清水不二雄副学長に御礼を申し上げます。また、ヴィアラ教授の送迎や報告原稿の翻訳その他にご尽力いただいた、筆者の所属するフランス憲法研究会のメンバー、特に長谷川憲・工学院大学教授、大藤紀子・聖学院大学助教授、馬場里美・早稲田大学助手の方々に厚く御礼申し上げます。馬場氏によるヴィアラ報告の邦訳については下に掲載されているが、当日会場で配布した大藤氏の長谷部英文報告の邦訳は専ら当日の参加者の便宜を図るために作成されたものであり本誌に掲載されていないだけに、大藤氏には特に謝意を表する次第である。

当日の運営に際してご尽力を頂いた新潟大学法学部内“フランス・チーム”の加藤智章教授と松本英実助教授、プログラム・看板・ポスターを作成して下さった法学部資料室の田巻帝子助手と五百川明助手、参加者の送迎、会場の設営、資料の作成などの雑務を分担してくれた新潟大学大学院法学研究科の阿部忠之、氏家雄一、大石竜也、佐藤敬子、清水知子、我妻広の諸氏にも感謝を申し上げます。

ところで、本シンポジウムは、実質的には、1997年以来フランス憲法に興味を持つ日本憲法研究者とフランスの研究者の間で継続的に行われてきている学術交流活動「日仏公法セミナー」の一環をもなすものであり、今回の運営に当たっては、これまでの筆者のそこでの経験が大変役に立った。「日仏公法セミナー」と新潟大学法学部とは、日本＝フランス＝カナダ3カ国シンポジウム『多文化主義と少数者の権利』³（運営責任者・成嶋隆教授）という形式で1998年9月4日に行われた企画に引き続いて、2度目のご縁ということになる。この機会に、「日仏公法セミナー」を日本側メンバーとして立ち上げられた長谷川憲教授及び大津浩・東海大学教授に改めて敬意を表するとともに、本

シンポジウムが今後の日仏学術交流の発展にささやかな意義をもつことができれば、本シンポジウムの企画と運営を担当した筆者としてはこれほどの喜びはない。

最後になるが、遠くは九州や北海道を含めて、本シンポジウムに参加するために新潟大学法学部にお越し頂いた参加者の皆様全員に、今一度厚く御礼を申し上げる。

- 1 フランスの憲法裁判をめぐる問題については、拙稿「フランスにおける憲法裁判と民主主義」山下健次・中村義孝・北村和生編『フランスの人権保障——制度と理論——』（法律文化社、2001年）69頁以下、およびそこで引用されている諸文献を参照されたい。
- 2 本シンポジウムは、当初、2日間の日程で、3つのセッション、6本の報告が行われるより大規模なものとして企画されていた。フランス側参加者としては、さらに、モンプリエ第1大学・ドミニク・ルソー（Dominique Rousseau）教授、その相手方として早稲田大学・樋口陽一教授が報告を快諾され準備が進められていたが、その後ルソー教授の余儀ない事情による突然の来日中止のために、規模を縮小して開催されたのが本シンポジウムである。そのような事情にかかわらずシンポジウムの企画を継続することについてご了解していただいた二人の報告者及び参加者各位に対して、この場を借りて厚く御礼を申し上げる。また特に、本企画に終始温かい理解を示されて参加を快諾され、またその後の事情の変更による規模の縮小についても理解を示していただいた樋口教授に、この場を借りて感謝を申し上げる次第である。
- 3 このシンポジウムの記録は、本誌31巻4号に掲載されている。